

障第1390号
令和2年3月23日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定特定相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
各指定障害児相談支援事業所運営法人代表者
（岐阜市所管の事業所・施設を含む。）

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

新型コロナウイルス感染症に係る「障がい福祉施設等職員休暇取得支援事業」 の実施について（通知）

日頃より県の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県では、新型コロナウイルス感染症の発生を背景に、障害福祉サービス事業所等の職員の出勤が困難となった障害福祉サービス事業所等がサービス提供を継続するため、標記事業を実施します。

つきましては、本事業を実施する場合は、下記により交付申請書の提出をお願いします。

記

1 事業の概要

新型コロナウイルス感染症の発生を背景に、小学校等の臨時休業、障がい福祉施設等で働く職員等が新型コロナウイルス感染症に感染すること等により、当該職員の出勤が困難となった場合に、職員が不足する社会福祉施設等に他の社会福祉施設等から応援職員を派遣し、社会福祉施設等のサービス提供を継続するための事業を実施します。

2 補助対象法人

県内の障害福祉サービス事業者等

※職員の派遣元となる障害福祉サービス事業者等が補助対象法人となります。

3 交付申請書の様式及び提出期限

（1）様式

交付要綱及び実施要綱に定める様式（添付書類を含む。）による。

※交付要綱等を調整中のため、様式が変わることがあります。

(2) 提出期限

令和2年3月31日(火)必着

4 その他

- ・ 交付申請に当たっては、交付要綱及び実施要綱をご確認ください。なお、交付要綱等を調整中のため、補助事業の内容が変わることがあります。
- ・ 令和元年度補助事業として実施されるため、年度中に係る経費のみを対象とし、3月中に実績報告までを完了する必要があります。
- ・ 県予算の範囲内で実施されます。

5 提出先・問合せ先

岐阜県 健康福祉部 障害福祉課 事業所指導係 担当：信田、山中
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1
電話：058-272-8302

所属	岐阜県 障害福祉課 事業所指導係		
係長	奥村	担当	信田
電話	058-272-1111 内2686		
FAX	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		